

# 公益社団法人日本綱引連盟

## 役員候補者選考規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本綱引連盟（以下「この法人」という）の役員候補者選考手続き等について定める。

### (役員候補者選考委員会)

第2条 この法人の役員候補者（理事候補者及び監事候補者。以下同じ）を選考するために、役員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）を設ける。

2 選考委員会の委員長は理事会にて会長が指名し、理事会が承認をする。委員は委員長が選任する。

3 選考委員会の委員は、以下のように構成し、委員定数は委員長を含め5名とする。但し、委員のうち1名以上は女性とする。

- (1) 理事 2名以下
- (2) 外部有識者 2名以下
- (3) 事務局 1名
- (4) 監事 1名

4 選考委員会の委員長は現役員とする。その他、副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長が不在の際に、委員長の職務を代行する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員に欠員が生じた場合は、速やかに新しい委員を選任する。補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

### (役員候補者推薦手続)

第3条 選考委員会は、この規程にしたがって、役員候補者を選定し、現任の役員の任期が満了することになる定時総会の前に開催される理事会において提案する。

2 選考委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。但し、委員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

3 選考委員会の決議は、委員の過半数の同意を要する。

4 選考委員会の委員が、本条第1項に関する事項について提案した場合において、その提案について、委員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の選考委員会の議決があったものとみなす。

(候補者の選任基準)

第4条 役員候補者の選任にあたっては、以下のような事項に留意し、選考するものとする。

- (1) この法人の事業活動にあたり、積極的に物心両面において貢献できる者
- (2) 定款に定める職務の遂行について組織的能力を有し、責任体制を維持できる者
- (3) 社会人として優れた見識と経験を備えている者
- (4) この法人及びこの法人の構成員に対して、悪評の流布等行うことのない、品行方正な者
- (5) 正会員として、会費を確実に納入できる者
- (6) 正会員1名の推薦をもって、この委員会に推薦された者  
(但し、1人の正会員の推薦できる役員候補者は1名とする)
- (7) 役員候補者が選任される予定の総会開催日時点で満80歳を超えていないこと
- (8) 役員候補者が再任の場合、当該候補者の現任期満了時点で、通算在任年数が10年に達していないこと、及び再任の回数が4回を越えないこと。但し、当該役員候補者が以下のいずれかに該当する場合は、2期を上限として再任させることができる。
  - ①当該役員候補者が国際綱引連盟又はアジア綱引連盟の役職者である場合
  - ②当該役員候補者の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めたとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該役員候補者が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合

(役員候補者の決定)

第5条 選考委員会は、この法人の定款第12条第1項第1号及び第3号の定める数に5名を加えた数を上限として、推薦すべき役員候補者を決定する。

(役員候補者推薦の遵守事項)

第6条 選考委員会は、役員候補者を選考するにあたり、その人物に関して、第4条の基準に照らし、この法人の役員としてふさわしい人物であるかを調査し、公正に審査するよう努める。

2 選考委員会は、役員候補者を選考するにあたり、やむを得ない特段の事情が無い限り以下の点を満たすよう配慮しなければならない。

- ①全理事のうち女性理事の割合が40パーセントを越えること
- ②全理事のうち外部理事の割合が25パーセントを越えること

(役員候補者案の策定)

第 7 条 選考委員会は、役員候補者を選任するにあたり、広く一般からこの法人にふさわしい人材を選任する。

(任期期間中の役員の退任による後任候補者について)

第 8 条 任期期間途中で役員が退任した場合、選考委員会は、速やかに役員候補者案を策定し、理事会に上程する。

(規程の改定)

第 9 条 この規程の改定は、理事会で行う。

#### 附則

- 1 この規程は、令和元年 月 日より施行する。
- 2 この規程は、令和 6 年 7 月 2 1 日より一部改訂施行する。
- 3 この規程は、令和 6 年 10 月 14 日より一部改訂施行する。